

飯塚市子ども・子育て会議の概要

1 どういう組織か？

飯塚市の条例で定められた合議制の諮問機関（資料 2 参照）

2 どのようなことをするのか？

○法第 77 条第 1 項の規定により、以下の事務を行う。

- ①市が特定教育・保育施設(認可保育所・一部の幼稚園・認定こども園)の利用定員を定めようとするときに意見を述べる。(法第 31 条第 2 項)
- ②市が特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育)の利用定員を定めようとするときに意見を述べる。(法第 43 条第 3 項)
- ③市が子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときに意見を述べる。(法第 61 条第 7 項)
- ④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。

※法=子ども・子育て支援法